4　前号の労働者に係る最低賃金額　1時間818円
5　この最低賃金において参入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、平成25年12月30日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 26 日

佐賀労働局長　西村　公子

第４号中「１時間761円」を「１時間770円」に改める。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月二十二日（金）

○一般案件

一、国事に関する行為の委任について（決定）（宮内庁）

○国会提出案件（抜粋）

一、独立行政法人日本学術振興会平成二十四年度業務実績報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）

二、独立行政法人日本学術振興会平成二十四年度業務実績報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見に同海四立行政法人日本学術振興会平成二十四年度業務実績報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）

一、独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十四年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）

公　告

諸　事　項

工場財団

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の東京都小平市上水本町五丁目20番１号ルネサスエレクトロニクス株式会社武蔵工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 26 日

東京法務局田無出張所

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アセットベストパートナーズ株式会社
２．住所　茨城県つくば市吾妻１―10―１
３．代表者の氏名　代表取締役　中尾　隆友
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1916号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年５月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年 11 月 26 日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社メリイメイクジャパン
２．住所　東京都中央区銀座６―６―５
３．代表者の氏名　代表取締役　千田万紀子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2074号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年５月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年 11 月 26 日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ソリッド・ファイナンシャル・ジャパン株式会社
２．住所　東京都港区芝２―26―１―401ｉＳｍａｒｔビル（旧住所：東京都港区新橋４―21―３新橋東急ビル２階）
３．代表者の氏名　代表取締役　オレグ・イワノフ
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2325号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年５月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年 11 月 26 日

関東財務局長　坂本　正喜

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月 26 日

東北地方整備局長　小池　　剛

１　処分をした年月日　平成25年11月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北藤吉工業株式会社　佐藤　泰夫　宮城県仙台市若林区蒲町18―１　国土交通大臣（特―22）第8851号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業）に関する特定建設業の許可
４　処分の原因となった事実　平成25年10月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

指定調査機関失効公告

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第４条第２項に規定する指定調査機関がその指定に係る業務を廃止したことに伴い、同法第41条の規定に基づき、その指定が効力を失ったことを確認したので、公告する。

平成 25 年 11 月 26 日

中国四国地方環境事務所

氏名又は名称	住　　所
アイ谷口地質コンサル株式会社	岡山県津山市南方中千四十四番地

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第２８９９号

札幌市中央区大通西13丁目４　レジディア大通公園２階　黒川・吉田法律事務所
申立人　弁護士　吉田　悟志
本籍北海道札幌市白石区北郷１条２丁目３番地、最後の住所札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―412号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日平成20年６月22日、出生の場所北海道常呂郡端野村、出生年月日昭和５年３月７日、職業不詳
被相続人　亡　宮田　信子
催告期間満了日　平成26年６月５日

札幌家庭裁判所